

3. 立地適正化計画の基本方針

3-1 市街地整備の方向性

(1) 輪島市都市計画マスタープランにおける方向性

立地適正化計画の基本となる、本市の都市計画に関する基本的な方針である「輪島市都市計画マスタープラン」では、市街地整備の方向性が以下のように示されています。

■市街地整備の基本的考え方

都市計画区域内を市街地と位置づけ、都市機能の集積によるまとまりのある市街地の形成を図るとともに、市街地における円滑で安全な交通体系の構築、公園・遊歩道の整備、防災機能の強化を推進し、住環境の向上を図ります。

◇市街地整備の方針

①既成市街地

- 輪島らしさを代表する生活や生業の場を現代的に継承。
- 都市機能を集積し、拠点施設の活用・整備により地域の活性化と交流を促進。
- まちづくりに対する啓発の推進、まちづくり制度や条例の活用による中心市街地の再生、輪島らしい魅力ある街並みの創出、快適なまちづくり、周遊したくなるまちづくりの推進。

②郊外部

- 道路整備や公園等の整備による快適な居住環境の創出。

③マリンタウン

- 市街地の回遊を促進するための拠点、多目的広場などの重点的な整備による、新たな憩いの場、安らぎの場の創出。
- 防災拠点施設の整備などによる、安全で安心して暮らせる住環境の確保。

(2) 輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略における方向性

輪島市におけるまち・ひと・しごとの創生に取り組む総合的な戦略である総合戦略は、市街地のあり方、立地適正化に向けた方針とも大きく関連します。

総合戦略は2022年(令和4年)3月に「第2次輪島市総合計画(後期基本計画)」に包含されており、その中で、総合戦略におけるまちづくりの方向性が以下のように示されています。

人口減少率の低減 2020年(R2) : 24,608人 2040年(R22) : 17,173人

基本理念

地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進

I. 安全・安心・快適なまちづくり

人口減少や高齢化、頻発する自然災害など、時代の変化に翻弄されることなく、これまでに地域が育んできたコミュニティ、豊かな自然や景観等を生かした安全・安心・快適なまちを目指します。

II. 活力を生み出すまちづくり

戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出など、多様な交流機会から産業の担い手育成を進め、活力を生み出すまちを目指します。

III. 健やかに過ごすまちづくり

女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりを進めることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を高め、市民が健やかに過ごせるまちを目指します。

IV. ふるさとを学び誇るまちづくり

本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる教育環境のもと、困難に打ち克つ人づくり、伝統・文化を次代につなぐ取り組みを通じて、市民の誰しもうるさとを学び誇れるまちを目指します。

(1) 輪島市地域公共交通計画における方向性

本市の公共交通に関する基本的な方針である「輪島市地域公共交通計画(令和5年8月)」では、公共交通ネットワークの充実に向けた方向性が以下のように示されています。

■基本方針

- I 地域住民のための持続可能な公共交通サービスの確保
- II まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成
- III 地域と共に支える公共交通機関の維持と利用促進

◇計画の目標と主な取り組み

目標1 官民連携による利用者ニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・形成

- 1-1 民間路線バス、離島航路、コミュニティバスの乗り継ぎ利便性向上
- 1-2 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討
- 1-3 事業者担い手(ドライバー)の確保

目標2 誰もが利用しやすい快適な交通環境の整備

- 2-1 誰でも分かりやすい情報発信への改善
- 2-2 関連施設整備(文化会館・図書館)も含めた交通結節点(道の駅輪島ふらっと訪夢)の機能強化の検討

目標3 まちづくりと連携した広域ネットワークとの維持と連携強化

- 3-1 のと里山空港や金沢駅をつなぐタクシー、路線・特急バスの維持・改善
- 3-2 観光客など来訪者の陸・海上公共交通利用促進策の造成

目標4 地域を支える生活ネットワークの維持と連携強化

- 4-1 コミュニティバスの連携強化
- 4-2 福祉有償バスによる移動支援
- 4-3 バス、タクシーなどの公共交通とレンタサイクルの効果的な運用
- 4-4 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討(再掲)

目標5 地域とともに支える利用者意識の醸成

- 5-1 モビリティマネジメントの実践
- 5-2 各種助成制度の継続、拡充
- 5-3 次世代に対応した新技術の導入検討

3-3 立地適正化計画の基本方針

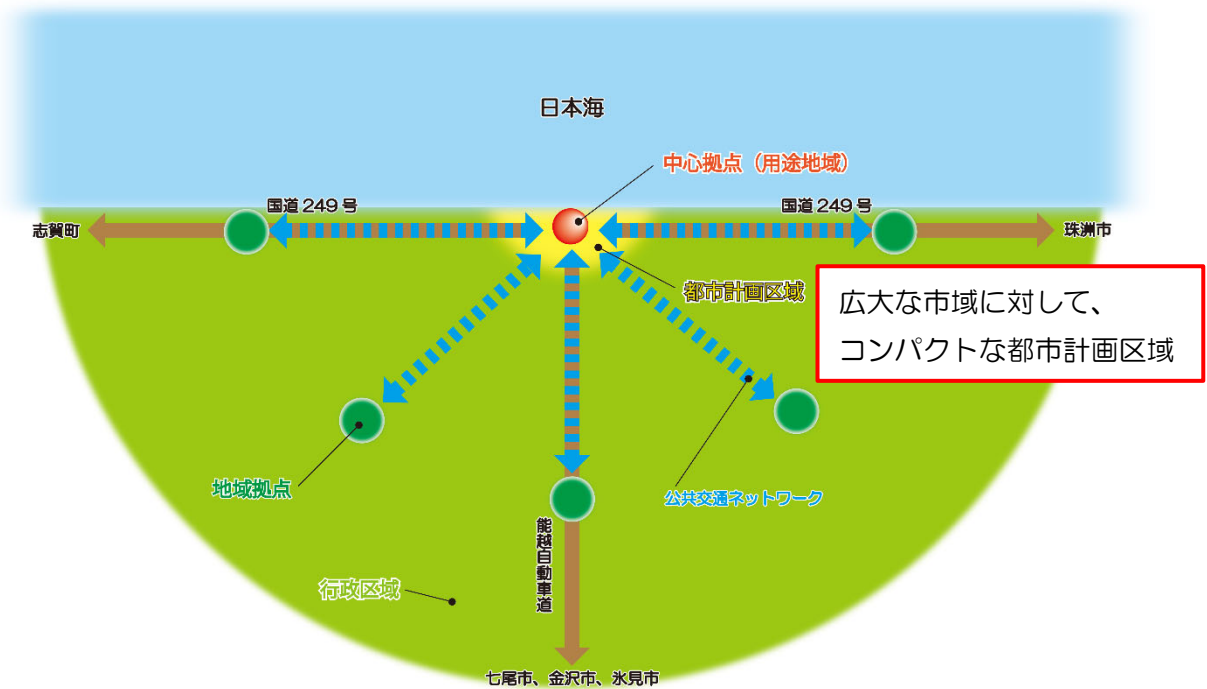
(1) 持続可能なまちづくりの方針

本市は、石川県内3位の広大な市域であり、市域面積の約3%に都市計画区域が指定され、コンパクトな扇型都市構造を構成しています。また、市域面積の約1%（都市計画区域の約25%）の小規模な市街地に用途地域が指定され、古くから港を中心とした範囲に人口の約4割が集積するコンパクトな市街地が形成されています。従来より、このコンパクトな都市部に住宅と様々な都市機能が集約されてきました。

しかし、本市では年々人口が減少し、1990年（平成2年）から2020年（令和2年）の30年間で当時の約5分の3まで落ち込み、また1990年（平成2年）時点で21%の超高齢社会の基準を超え、2020年（令和2年）では人口の46%が65歳以上の高齢者となっています。

そこで、本市では、2015年（平成27年）10月に“輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略”及び“輪島市人口ビジョン”を策定（2022年（令和4年）3月に「第2次輪島市総合計画（後期基本計画）」に包含）しており、その中で、市民の住む希望をかなえ、人の交流を生み出し、時代に合った地域をつくり、豊富な輪島ブランドを活かした暮らし続けられるまちを実現し、地域資源を効果的に活用した魅力的な地域社会を実現することを目標として掲げています。

この実現に向けて、都市部の中心拠点と山間部の地域拠点の交流を支える公共交通ネットワークの構築により、都市部と山間部を共存させ、輪島市特有の拠点的な都市構造を維持しながら地域の持続可能性と自立を支えるまちづくりを推進するものとします。



(2) 立地適正化の基本方針

前述のとおり本市の都市計画区域はコンパクトであることもあり、丘陵地などを除く平野部は、公共交通ネットワークの利用圏域にほぼカバーされています。また、都市計画区域内の平野部における住宅地の大部分が用途地域内に集約されており、様々な都市施設も用途地域に立地しています。しかし、限られた土地に多くの住宅地が形成されてきた背景もあり、病院や学校など大規模な敷地を必要とする公共施設はまちなかに用地を確保することができず、用途地域内の外縁部に整備されてきました。

そこで、本市では用途地域を中心拠点として位置づけ、市街地及び外縁部に都市施設を集約するとともに、市街地へ居住誘導を図り、現在の人口密度をできる限り維持することにより、現行の都市サービス水準を維持していきます。

こうした中心拠点における利便性を確保するため、官民連携のもと、現在の都市計画区域内の公共交通ネットワークを維持していくとともに、全ての市民が都市的サービスを受容できるよう、中心拠点と都市計画区域外の地域拠点を結ぶアクセス基盤を維持していくものとします。

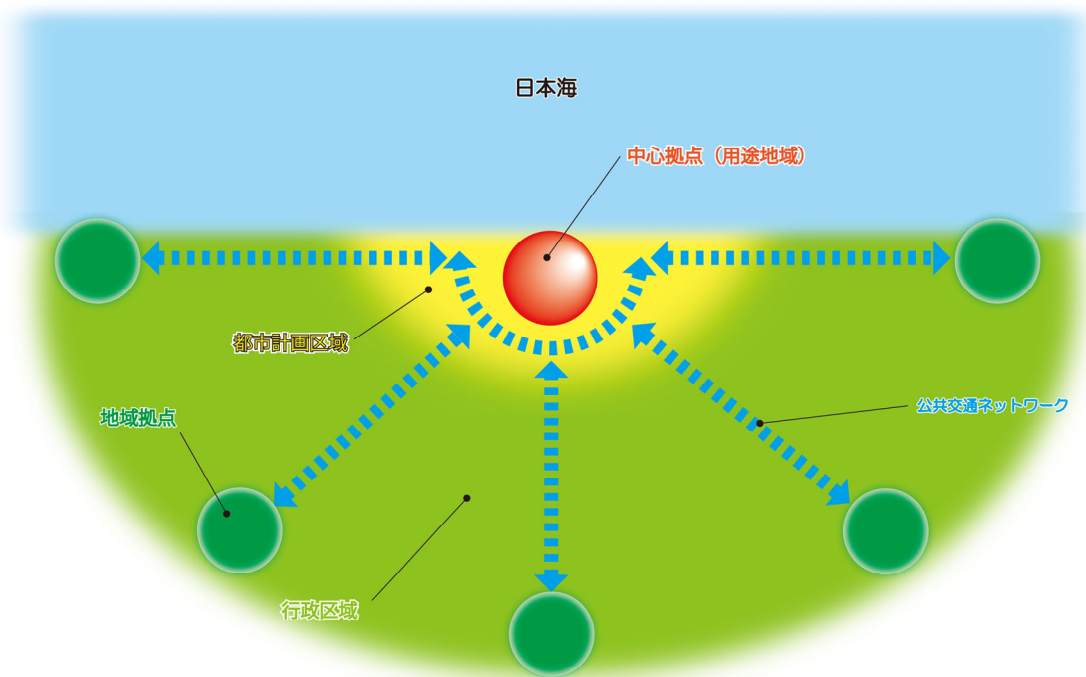


図. 輪島市立地適正化計画の概念図

3-4 立地適正化計画区域の設定

都市計画運用指針において、「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。(以下省略)」とされています。

本市は、上記で整理したとおり、市域全体に対して都市計画区域がコンパクトな扇型都市構造を形成していることから、都市計画区域全体(1,377ha)を立地適正化計画区域とします。

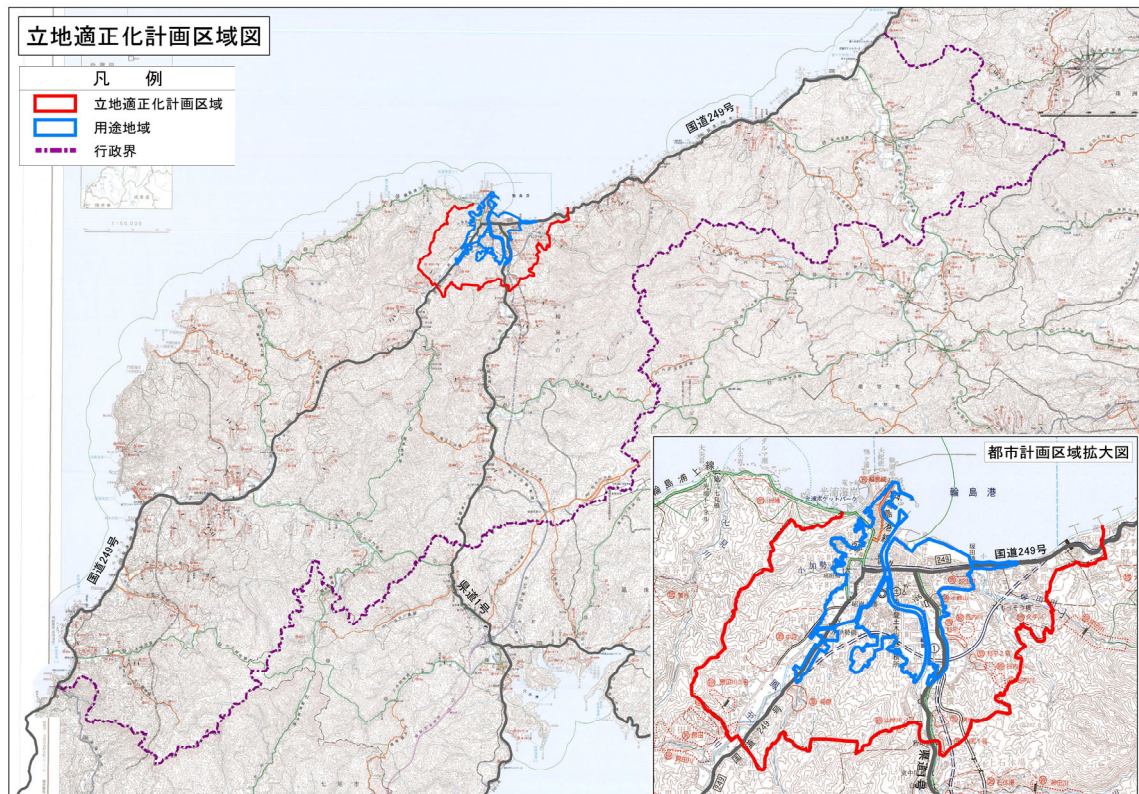


図. 輪島市立地適正化計画区域図

3-5 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針において、「一つの将来像として、概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」とされていることを踏まえ、本市の立地適正化計画の計画期間は、20 年後を一つの目標年次として、必要に応じて見直すこととし、本計画の策定年次である 2015 年(平成 27 年)を基準として、20 年後である 2035 年(令和 17 年)とします。